

申請をする際に準備するもの

申請者全員

- ☐ スマートフォン
- ☐ パソコン（パソコンから申請される場合）
- ☐ 住民票（発行から 6 か月以内）
- ☐ 先進医療を受診したことがわかる書類（領収書、明細書）
- ☐ 振り込みを希望する銀行口座の通帳

胚移植まで至った方のみ

- ☐ 胚移植日の領収書、明細書

通院交通費も申請する方

- ☐ 通院日数分の医療機関の領収書・明細書
- ※ 通院日時を証明するためのものです
- ※ 公共交通機関の領収書や切符の添付は必要ありません
- ※ 通院交通費のみの申請はできません。

通院交通費を申請する方のうち、高速道路を利用した方

- ☐ 高速道路利用明細書（ETC 明細書）
- ※区間の明細が表記されている

申請をする際の注意点

申請者情報について

- ☐ 住所が変わった場合は、「申請者登録情報」の変更を行う必要がある。
- ☐ 登録した振り込み銀行口座の変更（名義変更や登録銀行の変更など）は、「申請者登録情報」の変更を行う必要がある。

先進医療費助成の申請について

- ☐ 1 クール（治療計画から胚移植まで）につき、**3 万円**の助成になります。1 クールに複数の先進医療を受診していても助成額は変わりません。
- ☐ 1 クールについては、医療機関により異なるため、申請の前に医療機関に確認することをおすすめします。

通院交通費助成の申請について

- ☐ 1 クールのうち、先進医療を受けた医療機関に通院した日数分の交通費を助成します。
- ☐ $\{(往復交通費 \times 通院日数) - 5,000 \text{ 円}\} \div 2$ で計算し、算出します。（千円未満切捨て）
- ☐ 往復交通費 $\times$ 通院日数の合計金額が **7,000 円** を下回る場合は、支給金額が **0 円** になります。
- ☐ 車の場合、**1 キロあたり 37 円** で換算して、交通費を算出します。
- ☐ 公共交通機関の場合、県のシステムで利用料金を算出し、交通費を算出します。
- ☐ 胚移植を行った場合は、妊娠判定に係る通院日も対象になります。
- ☐ 1 クールについては、医療機関により異なるため、申請の前に医療機関に確認することをおすすめします。

1.システム利用書	2.申請書情報	3.補助金申請情報	4.目的書	5.申請
補助金申請情報				
補助金情報		申請先: 保健医療部 健康増進課		
補助金申請額		補助金申請額 30,000 円		
申請において、金額変更はできません。 過剰交付金を請求される場合であっても変更できません。金額は別途通知いたします。				

その他入力項目 **必須**

1 女性（妻）の生年月日

☒ 入力する

令和 7 年 5 月 29 日

※先進医療の受診日において、43歳未満であれば、対象になります。

1 女性（妻）の生年月日

○ 妻の生年月日を入力して下さい。

※先進医療の受診日において、43歳未満であれば、助成の対象になります。

※住民票と照らし合わせて確認するようにして下さい。

2 婚姻状況について、選択して下さい

2 婚姻状況について

○ 住民票の続柄欄で婚姻状況が確認できる場合は、「**法律婚**」を選択して下さい。

○ 住民票の続柄欄に、「世帯主」と記載があり、婚姻状況が確認できない場合は、「**事実婚**」を選択して下さい。

3 受診した先進医療技術を選択して下さい

ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI法）
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
子宮内細菌叢検査（EMMA/ALICE法）
子宮内膜刺激法（SEET法）
子宮内膜受容能検査（ERA法）
子宮内膜スクラッチ
IMSI

3 受診した先進医療技術を選択して下さい

- 複数の先進医療を受診された場合は、
最後に受診された先進医療技術を選択
してください。

4 先進医療を受診した医療機関は県内か県外を選択して下さい

県内

県外

医療機関を選択して下さい

4 先進医療を受診した医療機関は県内か県外
を選択して下さい。

- 3の項目にて選択しました先進医療技
術を受診した医療機関を選択してくだ
さい。

5 通院した兵庫県内の先進医療実施医療機関を選択して下さい

英ウィメンズセントラルファティリティクリニック
医療法人社団 中林産婦人科クリニック
医療法人社団 徐クリニック
オガタファミリークリニック
山下レディースクリニック
兵庫医科大学病院
英ウィメンズクリニック にしのみや院

5 通院した兵庫県内の先進医療実施医療機関
を選択して下さい

- 3の項目にて選択しました先進医療技
術を受診した医療機関を選択してくだ
さい。
○ 県外の医療機関を受診した場合は、
「該当なし」を選択してください。

6 通院した兵庫県外の先進医療実施医療機関を選択して下さい

【大阪府】ウィメンズクリニック本町

【大阪府】おくのARTクリニック

【大阪府】にしたんARTクリニック大阪院

【大阪府】つかさクリニック堺東

【大阪府】なかむらレディースクリニック

【大阪府】オーク住吉産婦人科

【大阪府】オーク梅田レディースクリニック

6 通院した兵庫県外の先進医療実施医療機関
を選択して下さい

- 3の項目にて選択しました先進医療技術を受診した医療機関を選択してください。
- 県内の医療機関を受診した場合は、「該当なし」を選択してください。

7 胚移植状況について選択して下さい

胚移植まで至った

胚移植まで至らなかった（中止した）

7 胚移植状況について、選択して下さい

- 胚移植まで至った場合は、「胚移植まで至った」を選択
- 胚移植まで至らなかった場合（自然妊娠含む）は、「胚移植まで至らなかった（中止した）」を選択

8 胚移植日を入力して下さい

☒ 入力する

令和 7 年 6 月 23 日

8 胚移植日を入力して下さい

- 7の項目にて「胚移植に至った」を選択された場合、必須項目になります。
- 胚移植の日を入力してください。

9 中止の理由

自然妊娠

医師の判断により中止した

選択しない

9 中止の理由

- 7の項目にて「胚移植に至らなかった（中止した）」を選択した場合、必須項目になります。
- 先進医療受診後、自然妊娠により中止した場合、「自然妊娠」を選択して下さい。

10 申請情報の確認

- ☐ 治療内容や治療期間などについて、県が医療機関に確認することに同意する。

※事実確認のため、医療機関に直接確認させていただくことがあります。

10 申請情報の確認

- 申請内容の事実確認のため、医療機関に直接連絡させていただくことがあります。
- 他の用務においては、使用することはありません。

通院交通費を請求する場合、以下について、回答してください。

※請求しない場合は、回答の必要はありません。

11 通院交通費の請求の有無を選んで下さい

※費用の合計が7,000円以上ある場合が対象です。

11 通院交通費の請求の有無を選んで下さい。

- 費用の合計が 7,000 円以上ある場合が対象になります。
- 通院交通費は、申請内容（通院交通手段、通院日数）をもとに、県の規定に基づき算出されます。

12 治療にかかる通院期間を入力してください

☒ 入力する

開始: 令和 7 年 6 月 23 日
終了: 令和 7 年 6 月 23 日

12 今回の申請にかかる通院期間を入力して下さい

- 胚移植に至った場合は、治療計画から妊娠判定日までの通院期間を入力して下さい。
- 胚移植に至らなかった場合は、治療計画から胚移植の中止と確認した（医療機関でそのクールを終了すると確認した）受診日までの通院期間を入力して下さい。

13 治療にかかった通院日数を入力して下さい

13 治療にかかった通院日数を入力して下さい。

- 11 の項目で入力いただいた通院期間と照らし合わせ、実際に通院された日数（請求される）通院日数を入力して下さい。

14 通院に利用した主たる交通手段を選んで下さい

※交通費の助成額は、県の規定に基づき算出されます

14 通院に利用した主たる交通手段を選んで下さい。

- 主たる交通手段を選択して下さい。
- ※ 複数の交通手段を選択することはできません。
- ※ 通院日数が10日で、車のみ利用が6日、公共交通機関利用が4日の場合、「車のみ利用」を選択願います。
- ※ 同日数の場合は、通院において、通常利用する交通手段を選択して下さい。
- ※ 駐車場料金、タクシー、航空機は助成の対象外になります。

15 通院交通費の算出について

県の計算により算出された金額に基づき交付申請したものと取り扱うことに同意する
請求しない

15 通院交通費の算出について

- 通院交通費につきまして、11～14の項目を総合的（経済的・効率的な経路）に勘案して、県にて算出します。
- 県にて、通院交通費を算出した際には、請求者へ事前に通知いたします。

例：

A氏：丹波市在住（丹波市役所本庁舎住所：丹波市氷上町成松1）が
兵庫県庁（神戸市中央区下山手通 5-10-1）に通院の場合

パターン①：令和7年4月1日以降の通院日数が3日間

（4月1日：治療計画、5月2日：先進医療、6月3日：胚移植）

【A氏】

（1）車＋公共交通機関のケース

①自宅から最寄り駅（黒井駅）まで自家用車

②黒井駅～元町駅まで公共交通機関

→ $\{[(\textcircled{1}9\text{km} \times 37 \text{ 円/km}) + 1,980] \times 2 \text{ (往復)} \times 3 \text{ 日}\} - 5,000 \text{ 円} > \times 1/2$

$= 4,439 \text{ 円} \quad \rightleftharpoons \quad 4,000 \text{ 支給}$ になります。

（2）自家用車のみ（高速道路利用なし）のケース

①自宅から兵庫県庁まで自家用車（高速道路利用なし）を利用

→ $\{[(\textcircled{1}75\text{km} \times 37 \text{ 円/km}) \times 2 \text{ (往復)} \times 3 \text{ 日}] - 5,000 \text{ 円}\} \times 1/2$

$= 5,825 \text{ 円} \quad \rightleftharpoons \quad 5,000 \text{ 円の支給}$

（3）自家用車のみ（高速道路利用あり）ケース

①自宅から兵庫県庁まで自家用車（②高速道路利用あり）を利用

→ $\{[(\textcircled{1}83\text{km} \times 37 \text{ 円/km}) \times 2 \text{ (往復)} \times 3 \text{ 日}] + \textcircled{2}2,460 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}\} \times 1/2$

$= 7,943 \text{ 円} \quad \rightleftharpoons \quad 7,000 \text{ 円の支給}$

B氏：西宮市在住（西宮市役所の住所：西宮市六湛寺町 10）が

兵庫県庁（神戸市中央区下山手通 5-10-1）に通院の場合

パターン①：令和7年4月1日以降の通院日数が3日間

（4月1日：治療計画、5月2日：先進医療、6月3日：胚移植）

【B氏】

（1）車＋公共交通機関のケース

①自宅から最寄り駅（谷川駅）まで自家用車

②谷川駅～元町駅まで公共交通機関

→ $\{[(\textcircled{1}2.1\text{km} \times 37 \text{ 円/km}) + \textcircled{2}1,690 \text{ 円}] \times 2 \text{ (往復)} \times 3 \text{ 日}\} - 5,000 \text{ 円} > \times 1/2$

$= 2,792 \text{ 円} \quad \rightleftharpoons \quad 2,000 \text{ 支給}$ になります。

（2）自家用車のみ（高速道路利用なし）のケース

①自宅から兵庫県庁まで自家用車（高速道路利用なし）を利用

→ $\{[(\textcircled{1}63\text{km} \times 37 \text{ 円/km}) \times 2 \text{ (往復)} \times 3 \text{ 日}] - 5,000 \text{ 円}\} \times 1/2$

$= 4,493 \text{ 円} \quad \rightleftharpoons \quad 4,000 \text{ 円の支給}$

（3）自家用車のみ（高速道路利用あり）ケース

①自宅から兵庫県庁まで自家用車（②高速道路利用あり）を利用

→ $\{[(\textcircled{1}76\text{km} \times 37 \text{ 円/km}) + \textcircled{2}2,080 \text{ 円}] \times 2 \text{ (往復)} \times 3 \text{ 日}\} - 5,000 \text{ 円}\} \times 1/2$

$= 12,176 \text{ 円} \quad \rightleftharpoons \quad 12,000 \text{ 円の支給}$

16～20 アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

16 当助成事業によって経済的負担は軽減されましたか

17 今後、当助成事業に求めることを選んで下さい

18 受診された医療機関を選択される際に何を重要視されましたか。

19 不妊症や健康づくりの普及啓発はいつから始めるのが適切ですか

20 本助成事業をどのようにして知りましたか

添付書類

 ファイルはありません

アップロード

プレビュー

削除

- ①【必須】住民票（発行から6か月以内のもの）
- ②【必須】先進医療を受診したことがわかる書類（領収書・明細書など）
- ③胚移植日がわかる領収書、明細書等
- ④通院交通費を請求する場合は、通院日数分の領収書や明細書
- ⑤通院交通費を請求する場合で、高速道路を利用した場合は、その利用明細書

添付資料の説明

【必須】当助成を申請する人（全員）

①住民票（発行から 6 か月以内のもの）

- 住民票を添付してください。
- ※ 当助成事業においては、発行から 6 か月以内のものは繰り返し利用することができます。
- ※ 発行日がわかるように全体を撮るようにしてください。
- ※ 発行日をご家族の住民票に記載されている場合は発行日が記載されているご家族の住民票も一緒に撮影し、添付していただきますようお願いいたします。
- ※ 続柄があり、マイナンバーがないものを添付してください（マイナンバーの記載があるものは、黒く塗りつぶす、付箋などでかくすなどして、マイナンバーがわからないようにした後、撮影し、添付してください）
- ※ 発行日を含め、全体がはっきりとわかるように撮影してください。

②先進医療を受診したことがわかる書類（領収書・明細書など）

- ※ 先進医療の受診を証明する書類について、重ならないように撮影をお願いします。
- ※ 複数枚ある場合は、画像を分けて添付いただいても問題ありません。
- ※ 氏名、受診日、患者番号、医療機関名が分かるように全体を撮影して添付していただきますようお願いいたします。また、領収書と明細書が一体になっている場合は全体を撮影して 2 枚目がある場合は 2 枚目も一緒に撮影して添付していただきますようお願いいたします。

胚移植まで至った方のみ

③胚移植日がわかる領収書、明細書

通院交通費を請求する人のみ

④通院交通費を請求する場合は、通院（請求）日数分の医療機関の領収書や明細書

- ※ 複数枚ある場合は、それぞれが重ならないよう撮影をお願いします。
- ※ 複数の画像の添付でも問題ありません。
- ※ 重なったままの申請は、取下げを依頼することがあります。

⑤通院交通費を請求する場合で、高速道路を利用した場合は、その利用明細書（ETC 利用明細書）

- ※ 明細書に高速道路利用以外の項目が含まれている場合、受診のために通院した日、区間、料金のところにチェックや色付けするなど、高速道路の利用状況がわかるようにしてください。
- ※ 書類を撮影したもの、画像でも問題ありません。